

二之江第三小学校

保護者の皆様

江戸川区教育委員会事務局

学務課長 田島 勉

**学校統合を踏まえた通学区域の変更について**

令和 3 年 4 月の二之江第三小学校と二之江小学校の統合を踏まえまして、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

## 1 通学区域の変更について（令和 3 年 4 月～）

対象地域		新通学指定校
1	江戸川 5 丁目 18 番地以降、江戸川 6 丁目 31・33・36・41 番地の一部、32 番地、37～39 番地 「 番地の一部」二之江宮前通り(古川橋通り)の南側	二之江小学校
2	東葛西 1 丁目 3～6 番、11～16 番、31～34 番、41～43 番、47～49 番	葛西小学校

新通学指定校が葛西小学校の児童（対象地域上記 1 の 2）については、令和 2 年度中に通学先の意向を確認させていただき予定で。

## 2 通学区域の変更に係る Q &amp; A

Q1. 二之江小・二之江第三小が統合した後は、どの学校の在籍になりますか。

A1. 統合後（令和 3 年 4 月以降）は、原則として二之江小の在籍となります。ただし、新通学指定校が葛西小となる方につきましては、葛西小への転校は可能です。なお、同地域にお住まいの方々には、令和 2 年度中に別途意向調査を実施する予定です。

Q2. 統合時点（令和 3 年 4 月現在）で、二之江小（現二之江第三小）に在籍予定で、弟・妹が葛西小に在籍（予定）です。兄弟姉妹を同じ学校に通わせることは可能ですか。

A2. 転校に係る基準（指定校変更の許可基準）を踏まえて決定させていただきます。結果的に、多くのご家庭で兄弟姉妹は同じ学校に通学していただいております。

Q3. 今後の新入学予定児童について、二之江第三小（令和 3 年度以降二之江小）以外の学校（葛西小ほか）に入学することはできますか。

A3. 「学校選択制」により希望することができます。なお、学校規模等により抽選を行う場合は、ご希望に添えない場合があります。

Q4. 統合後（令和 3 年 4 月以降）に在籍する学校から他校に転校することはできますか。

A4. 転校に係る基準（指定校変更の許可基準）を踏まえて決定させていただきます。学校又は学務課にご相談ください。

【通学区域・学籍に係るお問い合わせ】

教育委員会事務局 学務課 学事係

電話 03-5662-1624